

新型コロナウイルス感染症の療養のめやすと 周りの方への配慮について

令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症患者は法律に基づく外出自粛は求められません。

外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、周りの方への感染を防ぐために、下記の療養の考え方を参考にしてください。

就業制限については勤務先へ、登園登校は学校保健安全法に基づき、所属先にご相談の上、方針に沿ってご対応ください。



療養(外出自粛)が推奨される期間

- 発症日を0日目として5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快※ から24時間経過するまでは外出を控えることが推奨されます。(無症状の場合は検体採取日を0日目とします。) この間やむを得ず外出する際はマスクを着用しましょう。

※ 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることをいいます。症状が長引いたり悪化傾向の場合は医師に相談してください。

周りの方への配慮をしましょう

- 発症後10日間が経過するまでは、基本的な感染対策のほかマスクの着用や、高齢者等ハイリスク者との接触を控える等の配慮をしましょう。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発症日 (無症状の方は 検体採取日)	療養のめやす 5日間				症状軽快 ※1	ウイルスの排出量は下がりますが、 マスク着用など感染予防の配慮を しましょう				

同居のご家族について

外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症日を0日目として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。こうした間は、基本的な感染対策のほか、マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。

引用:厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の療養期間の考え方等について」